

竹島(独島)問題の問題点(下)

内藤正中



統 - 評論 2005.8

五、竹島外一島之義本邦関係無之

一六九六年(元禄九)の幕府の渡海禁止令により、それ以後は日本人の竹島への渡航者はいなくなった。そして当然のこととして松島(現竹島)への関心もなくなっていた。もともとそれ自体としては価値のない岩島であるからには、松島だけのために渡航する者もいなかった。

ただし、石見国浜田藩が関係する会津屋八右衛門の竹島密貿易事件のように、「最寄松島へ渡海之名目を以て」竹島に出かけた事例もある。このことから、竹島は禁止されていたが、松島への渡航は何らの問題もなかったと、川上健三は述べているが(川上健三著『竹島の歴史地理学的研究』昭和四一年刊)、単なる言い逃れでしかない文言をとらえて、松島渡航は

つづけられていたとみることはできない。

明治維新後になって、新政府は朝鮮国に外務省官員を派遣して内情を調査させ、一八七〇年(明治三)四月に「朝鮮国交際始末内探書」と題する報告を受ける。そのなかに「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」があり、「松島ハ竹島ノ隣島ニテ、松島ノ儀ニ付是迄掲載セシ書留モ無之、竹島ノ儀ニ付テハ元禄度後ハ暫クノ間朝鮮ヨリ居留ノ爲差遣シ候処……」と記し、竹島、松島がともに朝鮮国領であると報告している。「元禄度後」とは元禄年間(竹島一件以降)ということ、竹島のみならず松島についても言及していることは重要である。竹島、松島はワンセットのものとして認識されているのである。

次いで明治政府は、相次ぐ竹島(松島)開発申請に対処する必要に迫られる。一八七六年(明治九)青森県人武藤平学

の「松島開拓議」、千葉県人齊藤七郎兵衛の「松島開拓願」、翌年の島根県人戸田敬義の「竹島渡海願」である。ここでの松島、竹島は、同じ鬱陵島のことであるが、シーボルト系地図によった武藤と齊藤は松島といひ、戸田は江戸期以来地元で呼んでいた竹島の名稱を使ったのである。

一八世紀後半から一九世紀にかけての時期、西洋諸国の船が日本海に入り、既刊の海図にのっていない竹島、松島を見出して、それぞれが島に新しい名稱をつけていった。その一つがアロウ・スミスの「日本図」で、竹島をアルゴノート、松島をダジュレーと呼んだ。これを長崎にいたシーボルトが、アルゴノートを松島、ダジュレーを竹島と記したことから、日本でも鬱陵島の竹島が松島に、松島が竹島になってしまふ。

その後、竹島についてはリアンクール岩、ホーネット・ロックと命名され、欧米の地図や海図でも使用され、日本でも一九世紀末の時期ではリヤンコ島、あるいはランコ島と呼ばれるようになる。鬱陵島はダジュレー、または松島である。

こうした島名の混乱があるなかで、政府外務省としても松島、竹島の実情について討議が行われ、関係する島根県に照会すること、船を出して調査することが決められた。

一八七六年(明治九)、竹島外一島調査の件が島根県に照会された。島根県では、米子の大谷・村川両家の史料から概要を推察すると、その位置は隠岐国の西北にあり、山陰の西部に含めてもよいように思われるが、地籍編入については如何取計うがよいかと、一〇月一六日付で内務省に伺うかたちで

回答した。

内務省でも独自の調査を実施して、竹島外一島は日本領土ではないとする結論を出した。しかし「版図ノ取捨ハ重大之事件」であるとして、一八七七年(明治一〇)三月に太政官の決裁を求め、右大臣岩倉具視、参議大隈重信、寺島宗則、大木喬任の同意を得て、「竹島外一島本邦関係無之義」の原案をそのまま決承認した。島根県へは四月九日に、「日本海中竹島外一島属否ノ事……本邦関係無之旨」を指令してきた(稿本「島根県歴史・政治部」)。

海軍省水路局による実測調査は、一八八〇年(明治一三)九月に軍艦天城を派遣して行われ、「其地(松島)即チ古来ノ鬱陵島ニシテ、其北方ノ小島竹島ト号スル者アレ共、一個ノ巖石ニ過サル旨ヲ知り、多年ノ疑義一朝氷解セリ」と結論つけたと、北島正誠『竹島考證』は記している。

こうして日本政府は、鬱陵島の竹島はもとより、松島(現竹島)についても、その領有権を放棄したのである。

六、大韓帝国勅令による鬱島郡石島

日本で江戸期以降呼ばれてきた松島は、明治一〇年代以降ではその名を鬱陵島に取られ、欧米名そのままのリアンクール岩、リヤンコ島などと稱されて、名稱からいっても日本領としての認識はなかったと思われる。海軍水路部当局も、一八九四年(明治二七)、九九年版でリアンクール列岩を朝

鮮領と認識していたことを示している。

そうしたなかでの一九〇〇年(光武四、明治三三)一〇月二五日の大韓帝国勅令第41号では、鬱陵島を鬱島と改稱し、島監を郡守に改めた。そして鬱島郡は鬱陵全島と竹島、石島を管轄するとした。竹島と言うのは、鬱陵島のすぐ近くにある竹嶼島で、石島が現在の独島に当るとされている。

このことについての韓国側の説明は、その当時鬱陵島民の多くが全羅道の出身者で、全羅道方言では、石(トル)を独(トク)と発音することからトル島がトク島になったという。ハンゲルを漢字表記するにあたり、中央政府が石島としたわけ、発音通りならば独島になるというが(慎備履「史的解明 独島/竹島」P.137)これは議論の分れるところである。

このことに関連して、一九〇四年(明治三七)九月二五日の軍艦新高の航海日誌が、松島においてリアンコルド岩実見者より聴取した情報として「リアンコルド岩、韓人之ヲ独島ト書シ、本邦漁夫ヲ略シテリアンコ島ト呼稱セリ」と記しているように、韓人は漢字では「独島」と書いていたのである。

このように、石島が独島であり、鬱島郡に所属する島であることを認識していた。だからこそ、一九〇六年(明治三九)に島根県の神西部長ら一行が島に立ち寄り、リアンコ島の日本領土編入のことを郡守の沈興沢に告げた時、郡守は本郡所属の独島が日本領にされたことに驚き、江原道庁に報告して対処を求めたのであった。

七、リヤンコ島の日本領土編入

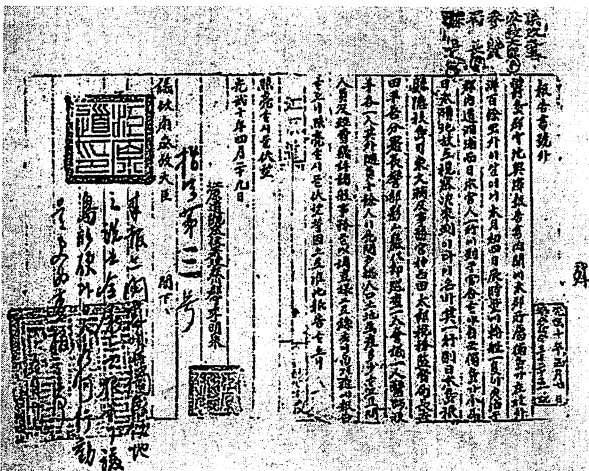
一九〇〇年の大韓帝国勅令は、石島すなわち独島(リヤンコ島)を韓国領土としていた。そうすると、一九〇五年(明治三八)のリヤンコ島の日本領土編入は「無主地先占」というわけにはゆかなくなる。

この当時、日本政府関係者がリヤンコ島が韓国領であることを知らなかったとは思われない。地理学者の田淵友彦の『韓国新地理』(東京博文館、1905年)のなかでは、江原道鬱陵島の項目で「ヤンコ島」として記している。

また、日本政府にリヤンコ島の貸下願を提出しようとした中井養三郎は、「此の島を朝鮮の領土なりと思考して」(島根県誌「1923年」)、「リヤンコ島を朝鮮の領土と信じて」(『隠岐島誌』1933年、奥原碧雲「竹島及鬱陵島」1907年、韓国政府に貸下請願を行うつもりで上京したのである。

中井の請願を受けた内務省地方局は、「韓国領地ノ疑アル莫荒タル一箇不毛ノ岩礁ヲ収メテ、環視ノ諸外国ニ我国が韓国併呑ノ野心アルコトノ疑ヲ大ナラシムル」といって、願いを却下した。しかし、外務省の山座円次郎政務局長は「時局ナレハコソ其領土編入ハ急務」といって、農商務省牧朴真水産局長、海軍省肝付兼行水路局長らと協議、内務・外務・農商務の三大臣に宛て「りやんこ島領土編入並二貸下願」を提出させた。

海軍省の肝付局長は「肝付將軍断定ニ頼リテ本島ノ全ク無所属ナルコトヲ確カメタリ」であり、さらに中井が前年から同島でアシカ漁を始めたことをもって、「同島経営ニ従事セルモノアル以上ハ」といって、無主地先占の理論を適用して、領土編入を提案する。



一九〇五年(明治三八)一月二八日の閣議決定は、次のように述べている。

「別紙内務大臣請議無人島所属に關スル件ヲ審査スルニ……無人島ハ他國ニ於テ之ヲ占領シタルト認ムヘキ形跡ナク……明

無主地ではなかった、韓国政府への通報もなく、先占は無効

コトハ關係書類ニ依リ明ナル所ナレバ、國際法上占領ノ事實アルモノト認め、之ヲ本邦所屬トシ……」

その島が無人島であることは事実であるが、所属不詳というのはい方的な独断である。日本での閣議決定の五年前になる一九〇〇年には、大韓帝国勅令が公布されていることは前述した通りである。外務省の山座局長はソウルの日本公使館一等書記官をしており、一九〇〇年の大韓帝国勅令第41号を知らなかったはずはないが、敢えてそれを無視してリヤンコ島を無主地としてしまったと考えられる。

また中井養三郎が移住して漁業に従事していたというのは、事実と異なっている。中井は孤葺小屋を仮設して、アシカの漁期にだけ出漁していたもので、「移住」などといえる実態ではなかったわけ、軍艦対馬の報告も、十日間ばかりの「仮居」であったという。

しかし日本政府は、ここでの領土編入について、歴史的に日本領土であったものを、近代国際法の形式に即して領有意思を確認して公示したものといっている。そして当時の日本の慣行に従って、閣議決定したものを府県で告示する方法で十分であるという考えである。しかし島根県に指示したのは、「管内への公示」だけであり、政府による官報での公示はしなかつた。

これに対して韓国政府は、領土編入の当時は韓国領であり無主地ではなかった、韓国政府への通報もなく、先占は無効

鬱島郡守の報告書と参政大臣の指令文(一九〇六年)鬱島郡守はこの報告書で独島を「本國所屬獨島」とし、参政大臣は「日本の独島者該島ニ移住シ領有説はまったく根拠がない」としている

であると反論している。

ここで歴史的に日本領土であったというのには、果して日本に領有意識があったかどうか、疑問が残るところである。まず第一に、その島名について、歴史的には鬱陵島の竹島に対して松島と呼んでいたことを忘れ、フランスの捕鯨船が命名したリアンクール岩（リヤンコ島）を島名にして、領土編入の手続きをとったことである。日本の固有領土という以上は、日本名を使うべきではないだろうか。このリアンクール岩の名稱は、日本海海戦の状況報告でも使われているし、一九四五年以降にも使用されている。

第二に、新島の命名にあたって、島根県内務部長から意見を求められた隠岐島司が、歴史的背景を無視して鬱陵島を竹島と呼んでいるのは「誤稱」であり、海図では松島となっているので、新島は竹島と命名すべしと回答したことについてである。島司の命名理由からすれば、昔から呼んでいたように竹島ではなく松島とすべきであった。

しかし島司の誤解について島根県庁内では誰からも異論が出されず、島司の回答の通り竹島ということでは島根県から内務省に報告され、そのまま閣議で決定されたのであった。リヤンコ島について理解が如何に稀薄なものであったかを示す事例である。

なお、領土編入が日露戦争のさなかに、韓国の保護国化を進めているなかで行なわれたことを十分に留意しておかなければならない。

九、竹島をめぐる残された問題

一九四五年（昭和二〇）、日本の敗戦による戦争終結により、竹島問題は新しい局面を迎えることになる。

大戦末期の一九四三年に、米・英・中三方国首脳によるカイロ宣言が発せられ、戦後の日本領土についての対処方針が示された。そこでは、（一）第一次世界大戦で奪取した太平洋の島嶼、（二）中国より盗取した満州、台湾などの中国への返還とともに、（三）「暴力及貪欲に依り日本国が略取した又他の一切の地域」の放棄が求められた。

次いで日本が降伏するにあたって受諾したポツダム宣言で、「カイロ宣言ノ条項ハ履行セラルヘク、又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国、並ニ五等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ」と規定された。

いうところの「諸小島」については、一九四六年（昭和二一）一月二九日の連合国総司令部SCAPIN677「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する覚書」において、日本政府の行政権の行使が停止される特定地域のなかに、鬱陵島、濟州島とともに竹島が、朝鮮関係として含まれていた。

つづいて同年六月二二日には、いわゆるマッカーサーラインにかかわる「日本の漁業及び捕鯨業許可区域に関する覚書」が、SCAPIN1033として発せられ、竹島はその操業

一九〇四年（明治三七）二月一〇日に日本はロシアに対して宣戦布告し、そして同月二三日には「日韓議定書」が結ばれる。日本軍は開戦するや直ちに仁川に上陸し、ソウルに入って韓国の首都を軍事的に制圧した上での締結である。

そこでは韓国政府の施政を日本の指導下に置くとともに、日本軍が「軍略上必要ノ地点ヲ臨機収容スルコトヲ得ル」と定め、日本軍の駐留権および土地収用権を容認させた。さらに日本政府は、五月三一日に「対韓施設網領」を閣議決定し、韓国の保護国化を方向づけ、八月二日の第一次日韓協約で、韓国政府に対して財政、外交の顧問を雇用することなどを定めた。

そして一九〇五年（明治三八）一月の旅順攻略のち、三月の奉天会議、五月の日本海海戦を控えた二月二八日のリヤンコ島領土編入の閣議決定であった。韓国、特にソウルは日本軍の軍事制圧下にあったわけで、一月に入るとソウルとその周辺の治安警察権は、韓国政府に代わって日本軍が掌握する軍令が発せられる。

さらに日露講和後の一月一七日には第二次日韓協約を押しつけ、二月二〇日には韓国統監府の設置と、韓国の保護国化が確実に進展してゆく時期であるから、リヤンコ島の日本領土編入に韓国政府として異議を申し立てるような状況にはなかつたとみるのが妥当であろう。

許可区域の外に置かれ、日本船舶の竹島への接近が禁止された。

しかし一九五二年（昭和二七）四月二五日にはマッカーサーラインが廃止される。そしてその三日後の四月二八日には対日平和条約が発効する。同条約では、日本から分離すべき朝鮮の島として、濟州島、巨文島、鬱陵島があげられたが、竹島は除外されていた。このため日本側では、竹島は日本領土になつたという認識をもつたのに対して、韓国側は、SCAPIN677の条項と矛盾するはずがなく、実質的には変更していないと主張して対立する。

問題は、連合国を主導して対日平和条約の締結を図ろうとしていたアメリカの姿勢にある。

対日平和条約が日米安全保障条約と同時に締結されたことにみられるような、アメリカの極東戦略とそのなかでの日本の位置づけと役割への期待である。一九四九年九月にはソ連が原爆の保有を発表し、一〇月には親米的な中華民国に代つて中国共産党による中華人民共和国が成立する。そして一九五〇年六月には朝鮮戦争がはじまり、米ソ対立の冷戦は極東にも広がった。そうした状況を背景にして、アメリカでは対日講和促進の気運が高まり、国務省顧問のダレスに対日講和予備交渉を開始させる。アメリカは「平和国家日本」に固執して再軍備に消極的な日本を味方につけることを考えていたのである。

それは、川上健三の言葉を借りれば、「極東における秩序

の安定を目途」にして、対日平和条約の草案作成の作業が進行している時であった。アメリカを中心に各国で作成された草案については、アメリカ国立公文書館の外交文書集から関係記録を抽出して整理した塚本孝の「平和条約と竹島(再論) (『レファレンス』1994年3月号) が詳細である。

そこで明らかにされたことは、対日平和条約草案のうちで、一九四九年一月二日付草案までは、リアンクール岩(竹島)は朝鮮領とされていたものが、それを見た駐日米國政治顧問シーボルトが国務省に意見書を提出して、リアンクール岩の帰属についての再考を勧告した。

そこでは、「この島に対する日本の領土主張は古く、正当と思われる。安全保障の考慮がこの地に気象及びリーダー局を想定するかもしれない」と記してあった。

この提案にもとづいて国務省は、一九四九年一月二十九日付草案から、日本が保持する島として竹島が加えられることになるのであった。

アメリカの対日平和条約草案が、韓国政府に交付されるのは一九五一年三月であった。これに対して同年七月一九日付の国務長官宛の公文で、韓国政府は独島(竹島)を日本から放棄する島として条約草案に明記するよう要請した。一度は認めながら日本のまき返しにあって、八月一〇日付の公文でもってその要請を拒否し、「独島、または竹島ないしはリアンクール岩として知られる島に関しては、我々の情報によれば、朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、一九

〇五年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思われぬ」と回答した。

ここでの「我々の情報」とは、日本政府外務省が提供したものである。それが如何なる内容のものかはわからないが、上述の文言からすれば歴史の事実を無視した一方的な内容のものであったことは十分に想像できる。しかも情勢は日本に有利であった。一九五一年七月からは朝鮮戦争の休戦会議が開始されたといふものの、韓国内には戦争の混乱により不安定な状況であった。代って日本は、朝鮮特需で経済再建の足がかりをつくり、日米経済協力をうたい、米軍の駐留による集団安全保障のもとで再軍備の道を歩みはじめ、アメリカの極東戦略において重要な役割を果たすことが期待されていた。

平和条約草案の領土条項に独島が欠落しているのを知って、韓国は当然のこととして反発したと思われるが、その詳細はわからない。慎鋪廈の『史的解明 独島/竹島』では、SCAPIN 677を記すだけで、この問題についての言及はない。金学俊の『独島/竹島 韓国の論理』は、八月一〇日付国務省公文を紹介しながら、「日本はこの答信を愛用している」とコメントしているだけである。そして背景説明として当時の駐日アメリカ政治顧問シーボルトを通じて、日本側が持続的に要請した結果であるという。アメリカに対する日本外交の「勝利」とみるべきものであろうか。いずれにしても韓国は納得して引き下がったわけではない。

一九五一年当時、韓国政府外務部政務局長であった金東祚『韓日の和解』では、アメリカは韓国側が要求した独島を条約に明記することは受け入れなかったが、同時に日本領土の範囲から明白に除外し、独島が韓国領土であることを「黙示的に承認した」と述べている。それが事実であるとすれば、アメリカのダブルスタンダードが、日韓両国に对立抗争の火種を残したことになる。

ともあれ、アメリカ主導のもとに対日平和条約草案はつくられた。関係条文は、「日本国は、朝鮮の独立を承認し、済州島、巨文島、および鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権限、および請求権を放棄する」というものであった。たしかにこの規定には、竹島をどうするかについては何も記していない。したがって、その解釈をめぐって日韓両国では異なる解釈をすることになる。アメリカのダブルスタンダードでもいべきあいまいな態度が結果したものである。

条約草案をまとめる過程では、一九五一年四月七日付のイギリスの案では、経度緯度により線引きをして日本が保持する島を特定する方式が主張されていた。竹島はその線の外側に位置づけられていたものである。この案を支持したニュージラントは、「主権紛争を残さないようにすることを確保する必要性」を述べていた。

しかしアメリカは、これに反対して日本を柵の中に囲い込むように見えるという心理的不利益があるといつて、日本が主権を放棄する領域だけを挙げることで合意し、最終案をま

とめたという(塚本孝前掲論文)。

こうして対日平和条約では、竹島についての明文規定がなされなかったために、川上健三としても竹島問題は未解決といわなければならなかったのである。

そして川上は、固有領土論を主張するわけであるが、本稿で明らかにしたように、歴史の事実には日本の固有領土主張を否認するものであった。

※参考文献

川上健三『竹島の歴史地理学的研究』(古今書院、1966年)

梶村秀樹『竹島Ⅱ独島問題と日本国家』(著作集)第1巻明石書店、1992年)

大西俊輝『日本海と竹島』(東洋出版、2002年)

塚本孝『平和条約と竹島(再論)』(『レファレンス』1994年3月号)

慎鋪廈『史的解明 独島/竹島』(インター出版、1997年)

金学俊『独島/竹島 韓国の論理』(論創社、2004年)

金東祚『韓日の和解』(サイマル出版会、1992年)

内藤正中『竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史』(多賀出版、2000年)

(ないとう せいちゅう 島根大学名誉教授)

※7月号86頁下段左から8行目「竹島一体」を「竹島一件」と訂正します。(編集部)

통일평론

統一評論二〇〇五年八月号 目次

南北関係

「わが民族同士」理念で

六・一五共同宣言の本格的履行へ

梁明哲 10

朝米関係

動き出した朝鮮半島情勢

注目される六者会談の行方

崔鐘旭 20

六者会談再開の動きと韓半島情勢

二〇〇五年一月～六月まで

金ソウォン 28

★六・一五共同宣言発表五周年記念民族統一大祝典★

民族統一宣言

白楽晴 36

民族統一大会・南側基調報告

安京浩 41

民族統一大会・北側基調報告

郭東儀 43

民族統一大会・海外側基調報告

森 正孝 53

写真で見る民族統一大祝典

民族統一大祝典、三泊四日の記録

整理・編集部 74

『靖国・教科書』と歴史認識

戦後六〇周年の日本の情景

金玖河 68

〈今〉を刻む人びと

金正日国防委員長による昼食会に招かれて

イン・バンギユ 71

六・一五民族統一大祝典ではじめて訪北

〈記録〉高まる支援運動・日誌／その他

独島領有権問題 竹島(独島)問題の問題点(下)

内藤正中 82

朝鮮百鬼夜行抄 第五十八話「迷信」

朴珣愛 92

朝鮮民譚 新編・高麗王若光(中)

朴飛雲 96

●民族和解のかけ橋：ウ・イル/キム・イルウ
すでに南北は親しい隣家
北の熊を智異山に放つ 80

●book
白頭・金里博時調集 90

●パズル 103

●編集後記 104

●HP : <http://www.tongilpyongron.com>

●E-mail : infotpy@hotmail.com